

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、平成29年6月19日に提起した処分庁による差押処分に係る審査請求（差押処分に関する件（平成29年度（収）第1号））について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成23年8月1日から西尾市内現住所に居住し、平成25年8月1日から平成26年9月2日までの間及び平成27年10月3日から平成29年5月29日までの間、西尾市国民健康保険の被保険者であった。
- 2 審査請求人は、平成24年7月2日を納期限とする市民税・県民税（以下「住民税」という。）から滞納するようになり、国民健康保険税についても、平成25年9月30日を納期限とするものから滞納するようになった。審査請求人は、処分庁に対し、滞納している税金について、平成25年6月25日、平成25年7月30日、平成26年5月30日、平成26年7月15日、平成27年4月9日、平成27年6月12日にそれぞれ分納することを誓約し、審査請求人は平成27年8月まで少なくとも毎月2万円ずつ分納してきた。
- 3 審査請求人は、平成27年10月1日に離職し、平成27年10月22日に来庁し、分納の中止を申し出た。これに対し処分庁は、月額1万3千円を納付することを提案し、分納計画を修正した。

審査請求人と処分庁は、平成27年11月20日に、分納計画を月額2万円に修正し

た。

平成28年5月2日に、審査請求人が来庁し、処分庁との間で、同年5月に4万円を納付し、同年6月以降毎月3万円を納付し、平成29年1月から毎月4万円を納付するという分納計画を合意し、処分庁は、分納の不履行があれば、給与を差し押さえる旨を審査請求人に伝えた。

平成28年7月11日、同年6月納付分及び同年7月納付分について不履行があったため、分納計画について平成28年8月から同年10月までは月額6万円、同年11月は5万円、同年12月以降は月額4万円に変更することについて合意し、処分庁は、期限内に納付がなければ、給与の差押えを行うことを伝えた。

審査請求人の平成28年7月以降の返済状況は、平成28年8月25日に6万円、平成29年1月31日に500円の入金があっただけで、分納計画は守られなかったことから、処分庁は、平成29年2月20日、審査請求人に対し督促状を送付した。

平成29年2月27日、審査請求人が処分庁に対し、電話するものの、来庁約束を果たさないことから、口頭で差押えをすることを伝えた。

平成29年3月28日の時点で審査請求人は、平成24年度1期分から平成24年度4期分及び平成25年度3期分から平成28年度4期分までの市県民税303,700円及びその延滞金67,900円並びに平成25年度3期分から平成26年度4期分及び平成27年度5期分から平成28年度1期分までの国民健康保険税123,200円及びその延滞金30,200円の合計525,000円を滞納していた。

平成29年3月29日、処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第1項第1号及び同法第728条第1項第1号に基づき、審査請求人が[REDACTED]に対して有する給料債権（以下「本件債権」という。）を差し押さえる（以下「本件処分」という。）とともに、同法第331条第6項及び同法第728条第7項の規定に基づく国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条に基づき、差押調書を送付した。

平成29年6月19日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、平成27年10月に病気で離職するまで、処分庁との取り決めに基づき返済しており、返済が滞ったのちも、電話連絡で支払い意思を示していたにもかかわらず、納税相談のために来庁しなかったことをもって、本件処分をするのは不当である。
- (2) 審査請求人が滞納に至ったのは、病気離職による収入の激減が原因であり、西尾市市税条例（昭和43年条例第17号）（以下「市税条例」という。）及び西尾市国民健康保険税条例（昭和43年条例第12号）（以下「国保税条例」という。）所定の税の

減免が受けられるはずである。

- (3) 本件のように少額の滞納額で本件処分を行うことは不当である。

2 処分庁の主張

- (1) 住民税を滞納した場合の処分庁の手続を定めた地方税法第331条第1項第1号及び国民健康保険税を滞納した場合の処分庁の手続を定めた同法第728条第1項第1号によると、処分庁は、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促状に係る住民税及び国民健康保険税を完納しないときは、当該滞納者の財産を差し押さえなければならないと定められている。

本件では、処分庁は、平成29年2月20日に審査請求人に対して督促状を発送し、平成29年3月1日を経過してもなお、審査請求人が完納しないため本件処分を行ったものである。

市税条例第51条第2項の規定によると、住民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、減免申請書を提出しなければならないが、審査請求人は、減免申請書を提出していない。また仮に適法に提出されていたとしても、審査請求人については、減免対象に該当しない。

また、国民健康保険税についても同様に国保条例第26条第2項により、国民健康保険税の減免を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければならないが、審査請求人は、減免申請書を提出していない。仮に適法に減免申請書を提出しても、審査請求人は減免対象に該当しない。

さらに、本件より少額でも給料債権の差押えを行うこともある。

理 由

1 納付意思を示していたにもかかわらず滞納処分を行ったことについて

- (1) 地方税法第331条第1項第1号及び、同法第728条第1項第1号によると、行政庁は、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促状に係る住民税及び国民健康保険税を滞納者が完納しないときは、当該滞納者の財産を差し押さえなければならないと定めており、支払う意思を示しておけば手続きを中断させる旨の規定は存在しない。
- (2) 本件において処分庁は、審査請求人に対して平成29年2月20日に督促状を送付しており、審査請求人が本件処分を停止させるためには、滞納していた住民税及び国民健康保険税をすべて納付しなければならないところ、審査請求人は本件処分を行った平成29年3月29日に至っても完納していない。
- (3) したがって、滞納処分を中止すべきという審査請求人の主張に法的な根拠はなく、審査請求人の主張は認められない。

2 減免措置の適用について

(1) 住民税の減免措置について

ア 本件において、審査請求人は、離職に伴う収入の減少を理由とする住民税の減免措置の適用を求めているので、その適否について検討する。

イ 住民税の減免については、市税条例第51条第1項第2号で、「当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」に適用するとし、同条第2項で、納期限までに減免申請書を提出することと定めている。

ここで、生活が著しく困難な状況にあるか否かの判断については、納税者の置かれた状況が激変した場合に納税者の生活を必要以上に圧迫しないという住民税の減免措置の趣旨に沿って、処分庁の裁量により判断することが許されると解する。

また、納期限までの減免申請書の提出義務については、処分庁に減免措置の適否について裁量権が認められていることからすると、処分庁が、減免規定の適用ができることを認識しているにもかかわらず、故意に減免制度を秘匿したなど、減免申請書を提出することができないことがやむを得ないと認められる特段の事情があれば、処分庁の裁量を逸脱した権限の濫用を理由として、減免申請書の提出がなくても住民税の減免規定の適用を認める余地がある。

ウ 本件についてみると、処分庁は、市税条例第51条の適用について、恣意的な運用が行われないう、西尾市個人市民税減免事務取扱要領を定めている。同要領第2条及び第3条によると、当該年の6月30日までの収入状況からその年の所得を判断し、前年中の所得金額の2分の1以下に減少すると見込まれる場合に減免すると定めており、西尾市個人市民税減免事務取扱要領に従った減免措置の運用は、減免措置の趣旨に沿った適法な裁量権を行使するものといえる。

審査請求人については、平成26年所得金額2,043,200円、平成27年所得金額1,715,600円、平成28年所得金額946,000円であることから、所得の減少は認められるものの、前年所得金額の2分の1以下になるという状況でなかったことから、本件が、住民税の減免対象とならないと判断して、処分庁が減免申請を促さなかったとしても違法な点は認められない。

エ したがって、本件で審査請求人は、市税条例第51条第2項で住民税の納期限までに行わなければならないと定めた住民税の減免申請を行わず、また申請しなかったことに特段の事情も認められないので、審査請求人の住民税の減免を求める主張は認められない。

(2) 国民健康保険税の減免措置について

ア 国民健康保険税の減免についても、国保条例第26条第1項及び同条第2項によると、「災害等により生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められる」場合で、国民健康保険税の納期限までに申請を行うことで認められる。

イ 住民税の場合と同様に、生活が著しく困難になったかどうかについては、納税者の置かれた状況が激変した場合に納税者の生活を必要以上に圧迫しないという国民健康保険税の減免措置の趣旨に沿って、処分庁の裁量により判断することが許されると解する。

また、納期限までの申請義務については、住民税の場合と同様、処分庁に減免措置の適否について裁量権が認められていることから、処分庁が、減免規定の適用ができることを認識しているにもかかわらず、故意に減免制度を秘匿したなど、減免申請書を提出することができないことがやむを得ないと認められる特段の事情があれば、処分庁の裁量を逸脱した権限の濫用を理由として、減免申請書の提出がなくても税の減免規定の適用を認める余地がある。

ウ 本件についてみると、国保税条例第26条の適用について、恣意的な運用が行われないよう、西尾市国民健康保険税条例施行規則第5条を定めている。同条の表によると、同表の2の項で住民税の減免を受けた場合に国民健康保険税の減免を受けられるとしているほか、住民税の場合と同様に疾病や離職により当該年の所得金額が、前年中の所得金額の2分の1以下に減少すると見込まれる場合に減免すると定めており(同表の4の項及び同表の5の項)、西尾市国民健康保険税条例施行規則に従った国民健康保険税の減免措置の運用は、減免措置の趣旨に沿った適法な裁量権を行使するものといえる。

審査請求人については、既に住民税の減免措置の適否を検討したとおり、当該年の所得金額が前年所得金額の2分の1になるという状況ではないので、仮に適法な減免申請をしたとしても国民健康保険税の減免措置を受けられないものとして、処分庁が減免申請を促さなかったとしても違法な点は認められない。

エ したがって、本件で審査請求人は、国保税条例第26条第2項で国民健康保険税の納期限までに行わなければならないと定めた国民健康保険税の減免申請を行わず、また申請しなかったことに特段の事情も認められないので、審査請求人の国民健康保険税の減免を求める主張は認められない。

3 滞納金が少額であるのに、差し押さえるのは不当であるという主張について

- (1) 本件において、審査請求人は、滞納額が少額であるにもかかわらず本件債権を差し押さえるのは、不当であると主張するので検討する。
- (2) 地方税法第331条第1項第1号及び同法第728条第1項第1号は、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促状に係る住民税及び国民健康保険税を完納しないときは当該滞納者の財産を差し押さえなければならない」とのみ規定し、金額の多少で異なる扱いをすることを定めていない。滞納処分については、税負担の公平性を図るための処分であることからすると、処分庁は、金額の多少にかかわらず、差押え以外の方法で債権を回収できるなどの特段の事情がない限り、差押

えをしなければならぬと解される。

(3) 本件についてみると、本件処分時の請求債権の合計額は525,000円で、審査請求人は、分納計画を何度も修正するなど滞納金額を増やしている状況であったことから、他により債権回収が図れるといえるような特段の事情は認められない。

(4) したがって、滞納金額が少額であることを理由として、本件処分を違法とする審査請求人の主張は認められない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年5月16日

審査庁 西尾市長 中村 健

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起できます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。